

# 特定最低賃金対象業種の状況

資料No.2

## 1 適用事業場数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
冷食	52	47	47	48	49	50	50	60	58
機械	281	339	338	341	337	330	327	326	330
船舶	211	158	169	201	199	133	134	130	129
電気	122	145	145	129	130	131	130	135	133

## 2 基幹的労働者数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
冷食	1,691	1,523	1,438	1,600	1,886	1,987	1,989	2,017	2,235
機械	5,509	6,268	6,274	6,735	6,663	6,078	6,048	6,233	6,276
船舶	4,320	4,471	4,430	4,308	4,310	3,587	3,576	3,670	3,751
電気	3,119	4,203	5,144	5,421	4,278	5,061	5,060	5,144	5,395

## 3 申出者が代表する基幹的労働者数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
冷食	502	496	593	651	607	616	581	618	517
機械	2,455	2,640	2,731	2,774	2,708	2,693	2,700	2,722	2,727
船舶	1,760	1,764	2,025	2,057	2,060	2,019	2,015	2,044	2,007
電気	2,009	1,938	1,971	1,835	1,827	1,919	1,938	2,005	2,008

## 4 影響率( )内は未満率)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
県最賃	3.5%	2.8%	4.5%	6.6%	6.5%	8.1%	2.4%	8.3%	13.2%
	(0.5%)	(1.7%)	(1.2%)	(1.1%)	(1.6%)	(1.0%)	(1.3%)	(1.0%)	(1.0%)

## 基幹的労働者

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
冷食	6.6%	3.5%	6.0%	5.6%	6.7%	13.6%	10.6%	19.2%	—
	(6.4%)	(3.0%)	(4.1%)	(2.7%)	(2.1%)	(5.2%)	(4.4%)	(3.7%)	—
機械	4.0%	3.1%	4.7%	6.5%	3.5%	6.3%	8.0%	7.1%	8.2%
	(3.2%)	(2.6%)	(3.2%)	(3.9%)	(1.9%)	(3.2%)	(5.2%)	(4.1%)	(4.1%)
船舶	5.0%	4.9%	4.1%	7.5%	5.6%	5.2%	2.9%	2.7%	4.8%
	(2.5%)	(1.3%)	(3.9%)	(3.9%)	(2.7%)	(3.6%)	(2.9%)	(2.2%)	(3.3%)
電気	4.9%	8.0%	7.3%	9.4%	5.0%	15.6%	8.5%	7.8%	10.4%
	(2.5%)	(1.6%)	(4.8%)	(6.4%)	(2.7%)	(10.1%)	(5.1%)	(1.7%)	(2.3%)

## 5 中位数(単位円)全労働者

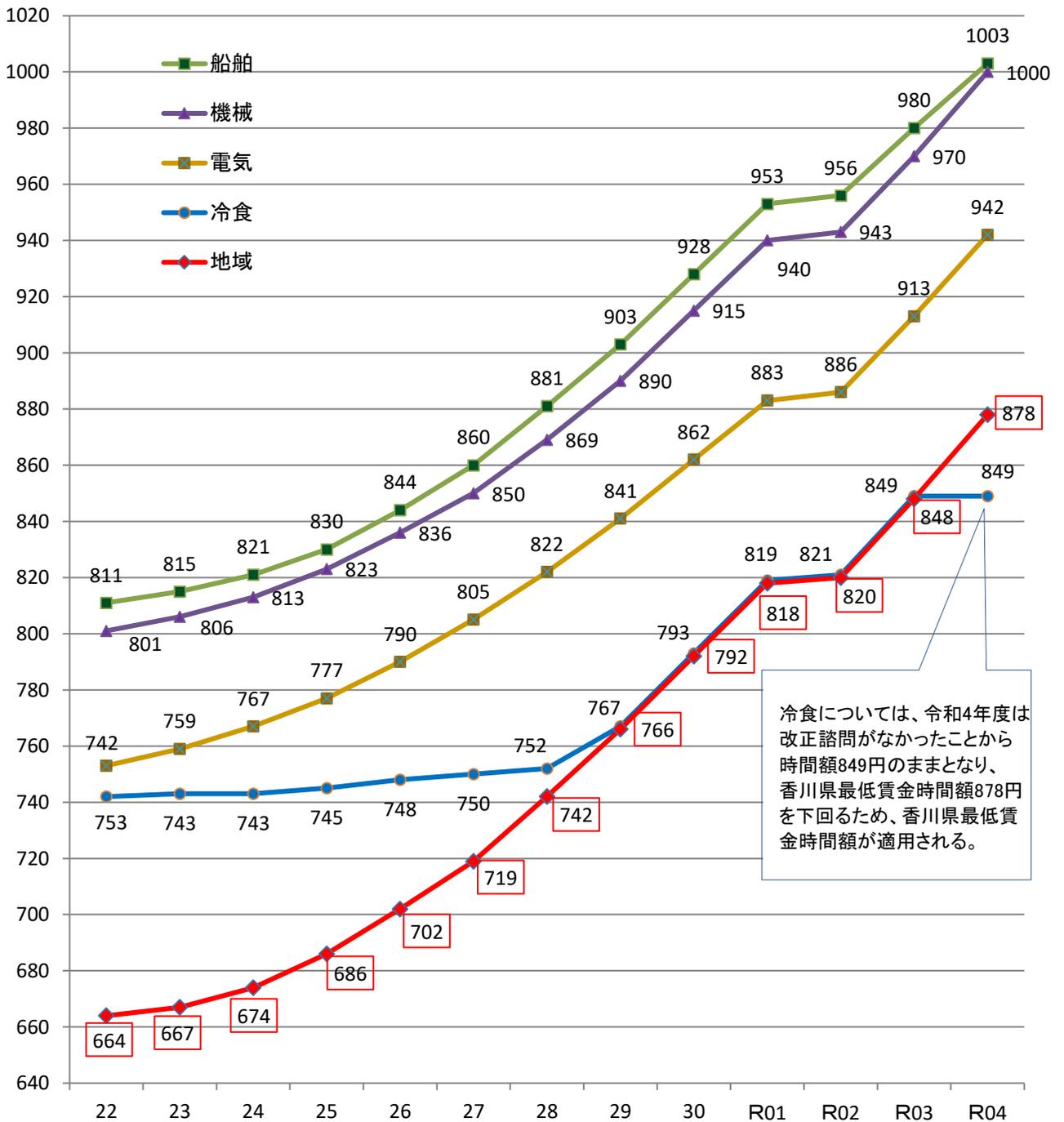
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
冷食	888	877	978	897	946	963	970	938	966
機械	1,249	1,282	1,351	1,309	1,313	1,307	1,316	1,369	1,391
船舶	1,392	1,313	1,470	1,350	1,440	1,455	1,461	1,500	1,550
電気	1,190	1,196	1,275	1,243	1,220	1,255	1,190	1,260	1,321

\* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

## 6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
中賃目安 (Cランク)	14	16	22	24	25	26	—	28	30
目安 上積額	+2	+1	+1	±0	+1	±0	+2	±0	±0
県最賃	16	17	23	24	26	26	2	28	30
冷食	3	2	2	15	26	26	2	28	—
機械	13	14	19	21	25	25	3	27	30
船舶	14	16	21	22	25	25	3	24	23
電気	13	15	17	19	21	21	3	27	29

## 香川県の特定最低賃金の推移



年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R01	R02	R03	R04
船舶	811	815	821	830	844	860	881	903	928	953	956	980	1003
機械	801	806	813	823	836	850	869	890	915	940	943	970	1000
電気	753	759	767	777	790	805	822	841	862	883	886	913	942
冷食	742	743	743	745	748	750	752	767	793	819	821	849	849
地域	664	667	674	686	702	719	742	766	792	818	820	848	878

## 特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数

令和4年12月1日現在

産業名	適用事業場数	適用労働者数 (基幹的労働者)	適用除外 労働者数	労働者数
冷凍調理食品製造業	52	2,092	488	2,580
はん用機械器具 生産用機械器具 等製造業	320	6,247	633	6,880
船舶製造・修理 業、船用機関製 造業	126	3,730	377	4,107
電子部品・デバ イス・電子回路、 電気機械器具等 製造業	124	5,543	2,239	7,782

\* 算出根拠

平成28年経済センサス - 活動調査を基礎としてその後の統計調査等により把握された事業所の廃止・労働者数の増減を反映した令和2年次フレームを基礎資料とし、令和4年12月1日までの変動を補正して算出している。

## 令和5年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

### 1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

### 2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和5年10月1日を努力目標とする。

昭和61年2月14日  
労働大臣 林道殿  
中央最低賃金審議会  
会長 金子美雄

現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について(答申)

本審議会は、昭和50年5月30日に労働大臣から「今後の最低賃金制のあり方について」の諮問を受けて検討を行ってきた。産業別最低賃金の在り方についても、その重要な一環として検討を進め、昭和52年12月15日の答申においては、地域別最低賃金と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担等について、その考え方の整理に取り組むこととしたところである。これを受けて、本審議会は、具体的な検討を進め、昭和56年7月29日及び昭和57年1月14日の答申において、今後の産業別最低賃金は、最低賃金法第11条の規定に基づくもののほか、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべきものであるという基本的な考え方を示し、その新産業別最低賃金の運用方針を明らかにするとともに、現行の大きくり産業別最低賃金を廃止する時期及び方法については、昭和60年度において決定することとした。

本審議会は、以上の経過を踏まえ、昭和60年1月18日に全員協議会を設け、この問題について鋭意審議を重ねてきた。この結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本答申をもって、産業別最低賃金の在り方に関する本審議会の一連の検討は一応完了するが、我が国の最低賃金制度の発展のために、本答申の着実な実施を強く望むものであり、行政当局をはじめ関係労使の積極的な努力を期待する。

別紙

現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について

#### 1 基本的な考え方

今後の産業別最低賃金については、昭和56年7月29日の本審議会の答申「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」に示された考え方に則り、最低賃金法(以下「法」という。)第11条の規定に基づくもののほか、法第16条の4の規定の手続による関係労使の申出を経て最低賃金審議会が地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて、新しい産業別最低賃金として設定することを基本とするものである。このため、現行の産業別最低賃金(以下「現行産業別最低賃金」という。)については、速やかに整理するものとするが、現在の賃金秩序に急激な変化を与えることを避けるとともに、業種によっては上記の新しい産業別最低賃金(以下「新産業別最低賃金」という。)への転換の準備期間を考慮する必要があることから、その整理に当たっては次のような方針によって行うこととする。

- (1) 現行産業別最低賃金について、地域別最低賃金の対象とすることが適当と認められる年齢、業務及び業種に関し、当該産業別最低賃金は適用除外とする措置を計画的、段階的に行いつつ、昭和63年度までの間は、金額の改定を行うとともに、新産業別最低賃金へ転換することが適当なものについては、当該転換のために必要な準備又は調整を進めるものとする。
- (2) 上記(1)に示した措置が行われ、かつ、地域別最低賃金よりも高い最低賃金を設定することについて合理的な理由があると認められるものの新産業別最低賃金への転換については、関係者は積極的に努力するものとする。

なお、昭和57年1月14日の本審議会の答申「新しい産業別最低賃金の運用方針について」(以下「新産業別最低賃金の運用方針」という。)は、経過措置として必要な見直しを行い、これに

合致する場合は、ここでいう「合理的な理由」があるものとして取り扱うものとする。

- (3) 昭和64年度においては、現行産業別最低賃金から新産業別最低賃金へ転換するものについて所要の手続を終了することとし、同年度以降は現行産業別最低賃金の改正諮問を行わないものとする。

## 2 現行産業別最低賃金の整理等

現行産業別最低賃金については、昭和61年度及び昭和62年度において、既に一部実施されている年齢に関する適用除外の措置のほか、業務及び業種に関する適用除外の措置を計画的、一段階的に行うとともに、昭和63年度までの間において、見直し後の新産業別最低賃金の運用方針に照らし、必要な設定様式の変更等新産業別最低賃金への転換に向けての必要な準備又は調整を行うものとする。

### (1) 現行産業別最低賃金についての適用除外の措置

#### イ 年齢に関する適用除外の措置

18歳未満及び65歳以上の者について、適用除外(適用除外の対象者を地域別最低賃金の適用とすることをいう。以下同じ。)とする措置が実施されていない現行産業別最低賃金に関する昭和61年度以後の改正諮問は、当該適用除外の措置を実施するという地方最低賃金審議会における方針の決定を待って、行うものとする。

#### ロ 業務に関する適用除外の措置

(イ) 昭和61年度において、地域別最低賃金の対象とすることが適当な業務に主として従事する者について、現行産業別最低賃金は適用除外とする措置を実施する。この場合、地域別最低賃金の対象とすることが適当な業務等に従事する者として、次のa及びbに掲げる基準(以下「一般的基準」という。)に該当する者について、当該適用除外の措置を実施するものとする。

##### a 次に強げる業務に主として従事する者

(a) 清掃の業務

(b) 片付けの業務

b 雇入れ後一定期間未満の者であって技能習得中のもの(この場合の一定期間の長さについては、地方最低賃金審議会において、業種ごとに決定するものとする。)

また、各産業に特有の軽易業務に従事する者についても、現に業務に関する適用除外の措置が実施されている産業別最低賃金の例を参考として、地方最低賃金審議会において地域の実情に応じて検討を進め、速やかに適用除外とする措置を実施するものとする。

(ロ) 一般的基準に基づく適用除外の措置が実施されていない現行産業別最低賃金に関する昭和62年度以後の改正諮問は、当該適用除外の措置を実施するという地方最低賃金審議会における方針の決定を待って、行うものとする。

#### ハ 業種に関する適用除外の措置

昭和62年度において、現行産業別最低賃金の適用される業種(原則として日本標準産業分類の小分類を単位とする。以下同じ。)のうち、各都道府県労働基準局が実施する小規模企業の賃金実態調査の結果に基づき、当該業種の労働者の賃金分布が当該都道府県の労働者の平均的な賃金分布に比べて低位にあると認められる業種(以下「適用除外対象業種」という。)について、現行産業別最低賃金は適用除外とする措置を実施するものとする。この場合、上記調査の結果における賃金に関する特性値のうち、第1・十分位数について、全調査産業計の数値を100として当該業種の数値を指数化したときに、当該業種の指数が100未満となる業種

であって、第1・十分位数以外の賃金に関する特性値についても同様な傾向があると認められるものを適用除外対象業種とするものとする。

なお、現行産業別最低賃金に関する昭和62年度における改正言諮問は、業種に関する適用除外について検討中のものについても行うものとする。

## (2) 新産業別最低賃金への転換に向けての措置

昭和63年度までの間において、上記(1)による適用除外の措置を実施した現行産業別最低賃金のうち、下記4の(2)による見直し後の新産業別最低賃金の運用方針等に照らし、新産業別最低賃金への転換を図るため、更に業種に関する通用除外、適用対象業種の範囲(くくり方)等に工夫が必要であるものについては、所要の設定様式の変更の検討等当該転換のために必要な準備又は調整を行っておくものとする。

また、類似の業種の大部分が適用除外されるにもかかわらず例外的に残される業種、適用除外される業種であって当該地域における主要産業であるもの等について、地方最低賃金審議会において、地域の実情や当該都道府県における今後の最低賃金の在り方等を勘案しつつ、新産業別最低賃金として設定することの是非等を検討するものとする。

## (3) 検討体制の整備

地方最低賃金審議会においては、上記(1)及び(2)の措置を円滑に実施するため、小委員会等の意見調整の場を設置する等必要な体制整備を図るものとする。

## 3 新産業別最低賃金への転換及び現行産業別最低賃金の廃止に向けての措置

### (1) 新産業別最低賃金への転換

上記2の(1)及び(2)の措置を実施した現行産業別最低賃金については、法第16条の4の規定の手続による関係労使の申出があり、かつ下記4の(2)による見直し後の新産業別最低賃金の運用方針に合致する場合には、地域別最低賃金とは別に産業別最低賃金を設定することについて合理的理由があるものとして、新産業別最低賃金への転換が図られるよう関係者は積極的に審議し、昭和64年度中に当該転換が実施されるよう努力するものとする。

### (2) 現行産業別最低賃金の廃止に向けての措置

上記(1)により新産業別最低賃金への転換が実施されない現行産業別最低賃金については、昭和64年度以後の改正諮問を行わないものとする。

## 4 新産業別最低賃金の運用方針の改正等

### (1) 新産業別最低賃金の運用方針の一部改正

新産業別最低賃金の運用方針については、下記(2)の経過措置及び次の事項を除き、昭和57年1月14日の本審議会の答申に付された了解事項の1を含めて、現行どおりとする。

なお、改正後の新産業別最低賃金の運用方針の全文は別添のとおりである。

イ 別添「新産業別最低賃金の運用方針」の1の(1)のイの(イ)又はロの(イ)に掲げる場合の当該新産業別最低賃金の適用対象とする基幹的労働者は、当該労働協約の適用対象とされている労働者がこれに当たるものとして取り扱うことができること。

ロ 新産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の要件を次のとおりとすること。

(イ) 当該新産業別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。

(ロ) 公正競争を確保する観点から当該新産業別最低賃金の改正等が必要と認められる場合(当該新産業別最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意がある場合を含む。)に行われるものであること。

### (2) 現行産業別最低賃金の転換に係る経過措置

上記3により、現行産業別最低賃金が新産業別最低賃金へ転換する場合には、経過措置として新産業別最低賃金の運用方針の一部について次のような取扱いをする。

なお、現行産業別最低賃金の適用対象業種について昭和64年度前に法第16条の4の規定により新産業別最低賃金の決定に関する申出があった場合においても同様の取扱いをする。

#### イ 新産業別最低賃金の決定に関する申出等の要件についての経過措置

##### (イ) 最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の要件

同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する労働協約の適用を受け、かつ、当該労働協約による賃金の最低額が当該産業に現に適用されている産業別最低賃金額より高いときには、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に該当するものとして取り扱う。

##### (ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性に関する要件

事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を設定する必要が認められるか否かの判断に当たっては、別添「新産業別最低賃金の運用方針」の1の(2)のなお書きに加え、当該産業別最低賃金と当該都道府県における地域別最低賃金との金額水準の差が大きいこと等の事情からみて、当該産業別最低賃金の廃止により、各種の賃金格差の拡大等が予想されるものであるかどうか等も参考とするものとする。

また、事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であるとして、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意による申出があったものは、この要件に該当するものとして取り扱う。

#### ロ 「小さくくり産業」の範囲に関する経過措置

日本標準産業分類の小分類又は必要に応じ細分類によること(同種の基幹的労働者をそれぞれ含む2以上の産業を併せて1の産業別最低賃金として設定する場合を含む。)を原則とするが、現在、中分類以上の単位で設定されているものについては、上記2の(1)の適用除外の措置の実施状況、関係労使団体の組織状況、基幹的な業務の共通性等を勘案しつつ、地方最低賃金審議会において、適用対象業種の合理的な範囲(くくり方)を決定するものとする。

#### ハ 「基幹的労働者」の意義に関する経過措置

##### (イ) 当該産業の生産工程、労働態様などに即して、

- a 基幹的労働者の職種、業務を規定する方法又は、
- b 基幹的労働者とみなされない労働者の職種、業務を規定する方法

によって規定することを原則とするが、地域別最低賃金の対象とすることが適当と認められる年齢、業務等を適用除外とする措置が適切に行われているものについては、基幹的労働者を対象とした産業別最低賃金として取り扱うこととして差し支えないものとする。

##### (ロ) 新産業別最低賃金は、相当数の労働者に適用が見込まれるものでなければならないとされているが、その「相当数の労働者」の範囲については、地方最低賃金審議会において、原則として1,000人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するものとする。

別添

#### 新産業別最低賃金の運用方針

#### 1 新産業別最低賃金の決定等の要件、手続等について

##### (1) 新産業別最低賃金の決定等に関する申出の要件等

イ 新産業別最低賃金の決定に関する申出の要件は次のとおりとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合

一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の2分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

ロ 新産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の要件は次のとおりとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものか賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であること又は当該最低賃金を設定することが必要でなくなったことを理由とする申出(同種の基幹的労働者について最低賃金を改正又は廃止することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意により行われるものを含む。)であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

ハ 上記イ及びロの申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することによって行うものとする。

(イ) 申出を行う者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲

(ロ) 新産業別最低賃金の決定に関する申出にあつては、当該新産業別最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲

(ハ) 新産業別最低賃金の改正又は廃止の決定に関する申出にあつては、当該新産業別最低賃金の件名

(ニ) 上記(ロ)及び(ハ)のほか、申出の内容

(ホ) 申出の理由(事業の公正競争を確保する観点から設定される新産業別最低賃金に係る申出の場合にあつては、事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について新産業別最低賃金を設定することが必要である理由)

(2) 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無の決定

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、新産業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。ただし、新産業別最低賃金の決定等のために必要な要件(新産業別最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲が明確なこと、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の新産業別最低賃金に係る申出については

当該労働協約が同種の基幹的労働者の2分の1(新産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の場合にあつては概ね3分の1)以上のものに適用されていること及び当該申出が当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者の全部の合意によるものであること等の形式的要件)に該当していないものはこの限りではない。

なお、事業の公正競争を確保する観点から設定される新産業別最低賃金は、同種の基幹的労働者について、関連する諸条件を勘案の上、企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合に設定するものとする。

### (3) 新産業別最低賃金

イ 最低賃金審議会が新産業別最低賃金の決定等が必要である旨の意見を提出した場合には、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金法第16条第1項の規定に基づき最低賃金審議会の調査審議を求めるものとする。

ロ 新産業別最低賃金の決定等について調査審議を行う専門部会は、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の各3名のうち原則として少なくとも各2名は当該決定等を行おうとする産業に直接関係する労働者及び使用者をそれぞれ代表するものをもって充てなければならないものとする。

## 2 「小さくくりの産業」の範囲について

新産業別最低賃金の適用対象業種の範囲は、原則として日本標準産業分類の小分類又は必要に応じて細分類によるものとする。ただし、同種の基幹的労働者をそれぞれ含む2以上の産業を併せて1の産業別最低賃金を詳定することができるものとする。

## 3 「基幹的労働者」の意義について

基幹的労働者は、一般的には当該産業に特有の又は主要な業務に従事する労働者であるが、具体的には当該産業の生産工程、労働態様などに即して個別に考えられるものである。

また、最低賃金設定の目的にかんがみ、相当数の労働者に当該新産業別最低賃金の適用が見込まれるものでなければならない。

なお、基幹的労働者の規定の仕方としては、次に掲げる方法があるが、上記1の(1)のイの(イ)又はロの(イ)に掲げる同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合においては、当該労働協約の適用対象とされている労働者を当該新産業別最低賃金の適用対象とする基幹的労働者として取り扱うことができるものとする。

### (1) 基幹的労働者の職種、業務を規定する方法

### (2) 基幹的労働者とみなされない労働者の職種、業務を規定する方法

## 4 現行産業別最低賃金の転換に係る経過措置

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申本文(以下「本文」という。)3により、現行産業別最低賃金が新産業別最低賃金へ転換する場合には、経過措置として新産業別最低賃金の運用方針の一部について次のような取扱いをする。

なお、現行産業別最低賃金の適用対象業種について、昭和64年度前に最低賃金法第16条の4の規定により新産業別最低賃金の決定に関する申出があつた場合においても同様の取扱いをする。

### (1) 新産業別最低賃金の決定に関する申出等の要件についての経過措置

イ 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の要件

同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する労働協約の適用を受け、かつ、当該協約による賃金の最低額が当該産業に現に適用されている産業別最低賃金

額より高いときには、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に該当するものとして取り扱う。

ロ 事業の公正競争を確保する観点からの必要性に関する要件

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定する必要が認められるか否かの判断に当たっては、上記1の(2)のなお書きに加え、産業別最低賃金と当該都道府県における地域別最低賃金との金額水準の差が大きいこと等の事情からみて、当該産業別最低賃金の廃止により、各種の賃金格差の拡大等が予想されるものであるかどうか等も参考とするものとする。

また、事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であるとして、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意による申出があったものは、この要件1に該当するものとして取り扱う。

(2) 「小くくり産業」の範囲に関する経過措置

新産業別最低賃金の適用対象業種の範囲は、上記2を原則とするが、現在、中分類以上の単位で設定されているものについては、本文2の(1)の適用除外の実施状況、関係労使団体の組織状況、基幹的な業務の共通性等を勘案しつつ、最低賃金審議会において、適用対象業種の合理的な範囲(くくり方)を決定するものとする。

(3) 「基幹的労働者」の意義に関する経過措置

イ 「基幹的労働者」の意義は、上記3を原則とするが、地域別最低賃金の対象とすることが適当と認められる年齢、業務等を適用除外とする措置が適切に行われているものについては、基幹的労働者を対象とした産業別最低賃金として取り扱うこととして差し支えないものとする。

ロ 新産業別最低賃金は、相当数の労働者に適用が見込まれるものでなければならないとされているが、その「相当数の労働者」の範囲については、最低賃金審議会において、原則として1,000人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するものとする。

参考

昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申「新しい産業別最低賃金の運用方針について」了解事項  
最低賃金法第16条の4の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

### 3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和5年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和5年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和6年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

## 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

## 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月3日(日)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月27日(金)		11月26日(日)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月31日(火)		11月30日(木)

## 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)

## 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月6日(月)		11月21日(火)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月26日(火)		1月25日(木)
11月28日(火)		12月13日(水)		12月27日(水)		1月26日(金)
11月29日(水)		12月14日(木)		12月28日(木)		1月27日(土)
11月30日(木)		12月15日(金)		12月29日(金)		1月28日(日)
12月1日(金)		12月18日(月)		1月2日(火)		2月1日(木)
12月2日(土)		12月18日(月)		1月2日(火)		2月1日(木)
12月3日(日)		12月18日(月)		1月2日(火)		2月1日(木)
12月4日(月)		12月19日(火)		1月3日(水)		2月2日(金)
12月5日(火)		12月20日(水)		1月4日(木)		2月3日(土)
12月6日(水)		12月21日(木)		1月5日(金)		2月4日(日)
12月7日(木)		12月22日(金)		1月9日(火)		2月8日(木)
12月8日(金)		12月25日(月)		1月10日(水)		2月9日(金)

